

平成 29 年度決算

財務書類

(統一的な基準による地方公会計)



小松島市

1. 平成 29 年度 小松島市財務 4 表について

① 財務 4 表の公表について

平成 26 年 5 月に総務省から「今後の地方公会計の整備促進について」(総務大臣通知)が公表されました。資産・債務管理などの内部管理強化と外部への分かりやすい財務情報の開示が不可欠であるとし、国は地方に、複式簿記・発生主義会計の導入と、一般会計等と各種の特別会計及び関係する団体(一部事務組合・広域連合、地方三公社、第三セクター等)を連結した上で財務書類の整備をするよう要請しました。

従来の地方公共団体の会計制度は、1 年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた単式簿記・現金主義会計を採用していますが、複式簿記・発生主義会計に基づく財務書類を作成することで、現金取引(歳入・歳出)のみならず、すべてのフロー情報(期中の収益・費用及び純資産の内部構成の変動)及びストック情報(資産・負債・純資産の期末残高)を網羅的に把握し、補完します。

本書は、平成 29 年度決算に基づく一般会計等、全体会計ベースの財務 4 表の数値を用いて本市の財務状況を分析したものです。

② 作成モデル

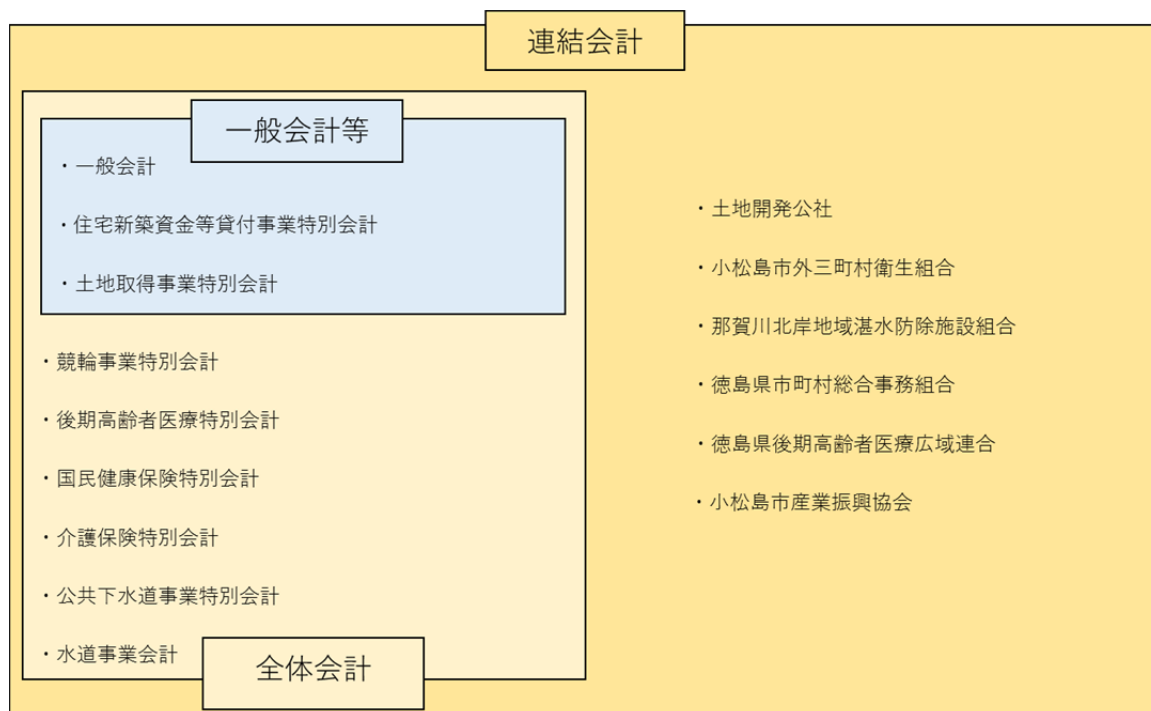
「総務省方式改訂モデル」から統一的な基準への変更点及び効果は以下の通りです。

平成 27 年度決算以前 「総務省方式改訂モデル」	平成 28 年度決算以降 (統一的な基準)	導入による効果
決算統計をベースとした簡便的仕訳	執行データに基づく仕訳 (複式簿記・発生主義会計の導入)	事業別・施設別行政コスト計算書の作成が可能
固定資産台帳の整備は任意	固定資産台帳の整備が必須	公共施設等のマネジメントに活用可能
「総務省方式改訂モデル」以外にも複数の作成基準が混在	作成基準を統一	団体間の比較が可能

③ 財務 4 表の作成範囲及び作成基準について

○財務書類の作成範囲

平成 29 年度における財務書類は、「一般会計等」と公営事業会計などの特別会計や公営企業会計を合わせた「全体会計」、本市が関係する関連団体を含めた「連結会計」の 3 つの区分で作成します。



※一部事務組合・広域連合は全て比例連結の対象としています。

※徳島県市町村総合事務組合については、昨年度会計別で作成された財務書類を連結しておりましたが、本年度より事業別に作成された財務書類を連結しております。

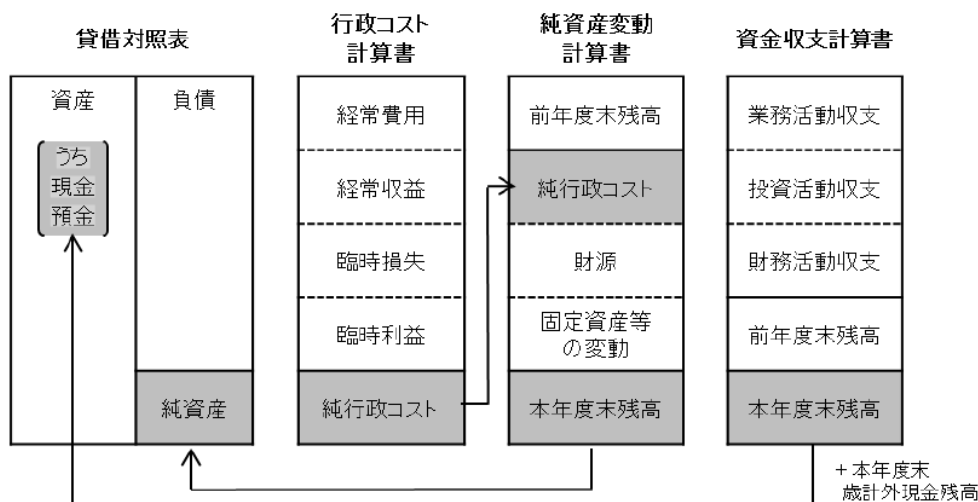
○作成基準

作成基準日については平成 30 年 3 月 31 日です。

出納整理期間(平成 30 年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで)の入出金については作成基準日までに終了したものとして処理しております。

④ 財務 4 表の相互関係

【財務書類 4 表構成の相互関係】



- ※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- ※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

抜粋:総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」

財務書類作成にあたっての基礎知識 P.5

財務 4 表の相互関係について

行政コスト計算書では、経常的な行政サービスを提供することで発生するコスト(経常費用)から受益者負担(経常収益)と臨時損益を控除し、税金や交付税等で賄われるべき純行政コストが算出されます。

この純行政コストは一年間の純資産項目の変動状況を示す純資産変動計算書の一項目とされ、純資産変動計算書により算出された期末純資産残高は、貸借対照表の純資産合計と一致します。

また、資金収支計算書では一年間の資金の収入から支出を控除し、期首の資金残高に加えて、年度末の資金残高を算出し、その期末資金残高に歳計外現金の期末残高を合算した金額が、貸借対照表に記載された現金預金と一致します。

2. 財務 4 表について

①貸借対照表

○貸借対照表(BS:Balance Sheet)とは

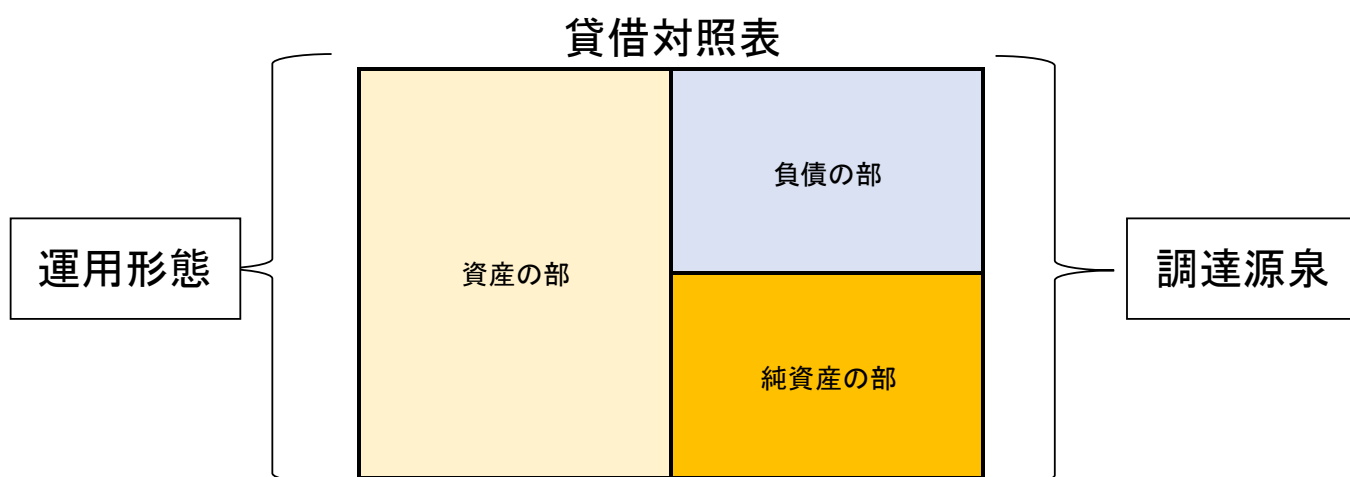
貸借対照表とは年度末時点で本市が所有する「資産」・「負債」・「純資産」の残高を示し、本市の財政状態を示すものです。

資産の部・・・資金や金融資産と将来の世代に引き継ぐ社会資本の金額を示すものです。また資本の運用形態を表すものとなります。

負債の部・・・将来世代が負担しなければならない金額を示しています。

純資産の部・・・これまでの世代が負担した金額を示しています。また負債の部と純資産の部の合計は資本の調達源泉を表すものとなります。

本市においては平成 29 年度時点で資産額が約 492 億円、負債額が約 200 億円あり、資産のうち約 41%が将来世代への負担で形成されております。純資産額は約 292 億円あり、資産のうち約 59%が現役世代の負担で形成されております。



②行政コスト計算書

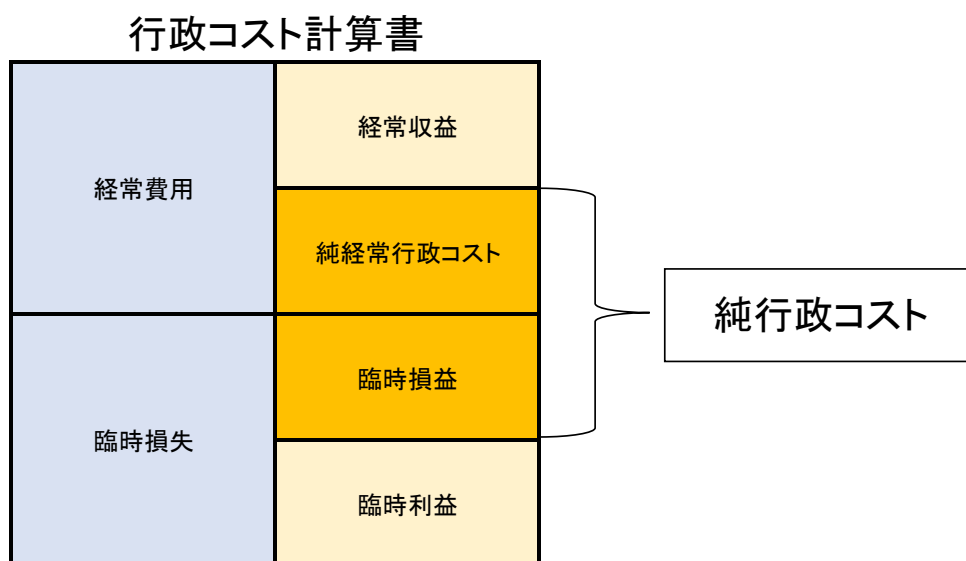
○行政コスト計算書(PL:Profit and Loss statement)とは

行政コスト計算書とは1年間の行政活動で、福祉サービスや職員の人件費にかかる経費など資産形成に繋がらない行政サービスに費やしたコストと公民館等の使用料や手数料等の収益を示すものです。「経常費用」・「経常収益」・「臨時損失」・「臨時利益」の区分で表示されます。

「経常費用」・「経常収益」は、毎会計年度経常的に発生する費用及び収益を表します。「経常費用」・「経常収益」の差額が「純経常行政コスト」として表示されます。

「臨時損失」・「臨時利益」は、費用・収益の定義に該当するもののうち、臨時的に発生する収益・費用を表します。資産の除売却損益や災害復旧事業費などが該当します。上記、「純経常行政コスト」に「臨時損失」・「臨時利益」を加減算したものが「純行政コスト」として表示されます。

本市においては平成29年度の純経常行政コストが約132.7億円あり、自治体を一年間運営する経常的なコストが約132.7億円かかることを表しております。資産の解体費用や除売却などの臨時的な経費を含んだ臨時損失額が約8.3千万円、資産の売却収入などの臨時的な収益を含んだ臨時利益額が約1.2千万円あり、一年間の純粋なコストである純行政コストが約133.4億円となっております。



③純資産変動計算書

○純資産変動計算書(NW:Net Worth statement)とは

貸借対照表のうち「純資産」の部に計上されている数値が 1 年間でどのように変動(増減)したかを示すものです。「本年度差額」と「固定資産等の変動(内部変動)」、「その他」の区分で表示されます。

「本年度差額」は「純行政コスト」と「財源」により構成されます。「純行政コスト」は前述の行政コスト計算書の数値と一致します。「財源」は地方税、地方交付税等の「税込等」と国や県からの補助金である「国県等補助金」で構成されます。

「固定資産等の変動(内部変動)」は、「有形固定資産等の増加」、「有形固定資産等の減少」、「貸付金・基金等の増加」及び「貸付金・基金等の減少」に分類され、その内訳については、固定資産形成分と余剰分(不足分)について正負が必ず逆になります。

「その他」は「資産評価差額」、「無償所管換等」などに分類されます。

「有形固定資産等の増加」・・・有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額を表示します。

「有形固定資産等の減少」・・・有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額を表示します。

「貸付金・基金等の増加」・・・新たな貸付金・基金等のために支出した金額を表示します。

「貸付金・基金等の減少」・・・貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額を表示します。

「資産評価差額」・・・その他有価証券や固定資産の評価差額金又は再評価額を表示します。

「無償所管換等」・・・固定資産の寄附入、寄附出、調査判明等の増減額を表示します。

④資金収支計算書

○資金収支計算書(CF:Cash Flow statement)とは

資金収支計算書とは1年間の資金の流れを示すもので、性質に区分して、収入と支出を示し、どのような活動に資金が使われたかを示します。「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3区分で表示されます。

「業務活動収支」・・・税金や補助金収入、使用料、手数料などの収入、人件費や需要費、補助金、扶助費などの支出で投資活動・財務活動以外の現金の収入及び支出を表します。

「投資活動収支」・・・固定資産の取得、基金の積み立てによる支出や固定資産の売却、基金の取崩による収入の投資的な活動における現金の収入及び支出を表します。

「財務活動収支」・・・地方債の借り入れによる収入や地方債の償還による支出等の資金の調達及び返済による財務的な活動における現金の収入及び支出を表します。

本市においては平成29年度の業務活動収支が約7.4億円、投資活動収支が約△11.2億円あり、投資活動の支出を業務活動で賄いきれなかったことを表しております。また財務活動収支は約3.6億円であり、借金である地方債等の額が増えていることを表しております。

資金収支計算書

業務活動収支
投資活動収支
財務活動収支